

# 兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
○ 健康福祉事務所用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	2
○ 理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	2
○ 農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則（農業経営課）	4
訓 令	
○ 官報報告規程の一部を改正する訓令（文書課）	5
病院局管理規程	
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程	5
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	6

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第22号）  
応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。
- 健康福祉事務所用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第23号）  
健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬の算定方法が改定されることに伴い、当該算定方法により算定している健康福祉事務所用料及び手数料の額を改定することとした。
- 理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第24号）  
理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正により、理容所及び美容所を同一の場所で開設する場合における当該開設の届出書の記載事項が追加されることに伴い、当該届出書の様式について所要の整備を行うこととした。
- 農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則（規則第25号）  
農業委員会等に関する法律の一部改正により、特別認可法人である都道府県農業会議の制度が、農業委員会への支援の拡充を目的として、一般社団法人等として知事が指定する農業委員会ネットワーク機構の制度に移行することとされ、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第22号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「2,621,000円」を「2,660,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	53,000円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬 季	円 30,400	円 39,500	円 55,000	円 64,300	円 80,900	80,900円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,000	円 8,100	円 12,100	円 14,700	円 18,600	18,600円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬 季	円 9,800	円 12,700	円 18,000	円 21,400	円 27,000	27,000円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項2中「567,000円」を「576,000円」に改め、同表学用品の給与の項1中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒( )」の右に「義務教育学校の後期課程、」を加え、同項3(2)ア中「4,200円」を「4,300円」に改め、同項3(2)イ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同項3(2)ウ中「4,900円」を「5,000円」に改め、同表埋葬の項3中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改め、同表障害物の除去の項2中「134,300円」を「134,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、この規則の施行の日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。



健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 結核健康診断料の款ツバルクリン反応検査料の項中「290円」を「280円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

(理容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（第1面）の部中

理容所	所在地	電話（ ） ー 番
	名称	
	開設予定	年 月 日

を

理容所	所在地	電話（ ） ー 番
	名称	
	開設予定	年 月 日
同一の場所で開設する美容所	名称	
	開設（予定）	年 月 日
	※検査確認	年 月 日 第 号

に改める。

(美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第2条 美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（第1面）の部中

美容所	所在地	電話（ ） ー 番
	名称	
	開設予定	年 月 日

を

美容所	所在地	電話（ ） ー 番
	名称	
	開設予定	年 月 日
同一の場所で開設する理容所	名称	
	開設（予定）	年 月 日
	※検査確認	年 月 日 第 号

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。



農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金等交付規則（昭和36年兵庫県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「兵庫県農業会議の」を「農業委員会ネットワーク機構の」に、「兵庫県農業会議補助金」を「農業委員会ネットワーク機構補助金」に改める。

第 2 条中「兵庫県農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改める。

第 3 条中「兵庫県農業会議補助金」を「農業委員会ネットワーク機構補助金」に改める。

第 4 条第 1 項中「兵庫県農業会議に」を「農業委員会ネットワーク機構に」に、「兵庫県農業会議補助金交付申請書」を「農業委員会ネットワーク機構補助金交付申請書」に改め、同条第 2 項中「兵庫県農業会議補助金交付申請書」を「農業委員会ネットワーク機構補助金交付申請書」に改める。

第 7 条中「兵庫県農業会議補助金請求書」を「農業委員会ネットワーク機構補助金請求書」に改める。

第 8 条中「兵庫県農業会議補助金交付申請書」を「農業委員会ネットワーク機構補助金交付申請書」に改める。

第10条第 2 項中「兵庫県農業会議補助金」を「農業委員会ネットワーク機構補助金」に、「兵庫県農業会議は」を「農業委員会ネットワーク機構は」に、「兵庫県農業会議補助事業実績報告書」を「農業委員会ネットワーク機構補助事業実績報告書」に改め、同条第 3 項中「兵庫県農業会議補助事業実績報告書」を「農業委員会ネットワーク機構補助事業実績報告書」に改める。

第12条第 1 項第 4 号中「兵庫県農業会議補助金」を「農業委員会ネットワーク機構補助金」に改める。

別表区分の欄中「兵庫県農業会議補助金」を「農業委員会ネットワーク機構補助金」に改め、同表経費の欄中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項及び第 2 項」に、「委員及び」を「委員、農地利用最適化推進委員及び」に、

「  
兵庫県農業会議に要する経費であって次に掲げるものその他知事が特に必要と認めるもの  
(1) 農業委員会等に関する法律第40条第 1 項に規定する事項であって農地法によりその所掌に属することとされたものに係る会議員及び職員に要する経費  
(2) 農業委員会等に関する法律第40条第 2 項の規定により行う業務に要する経費

を  
「  
農業委員会等に関する法律第43条第 1 項の規定により農業委員会ネットワーク機構が行う業務に要する経費その他知事が特に必要と認める経費

に改め、同表交付基準等の欄中「農家数」を「農業者数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成27年度分以前の兵庫県農業会議補助金については、改正後の農業委員会交付金等交付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

兵庫県訓令第 1 号

本 庁  
地 方 機 関

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和38年兵庫県訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表 2 の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。  
様式第 3 号中「~~長 監 査 課~~」を「~~機 関 課~~」に、「~~長 監 査 課~~」を「~~機 関 課~~」に改め、「~~裁 決 部~~」を削り、「~~裁 決~~（~~裁 決~~） ~~課~~」を「~~裁 決~~ ~~課~~」に、「~~裁 決~~（~~裁 決~~） ~~部~~」を「~~裁 決~~ ~~部~~」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の官報報告規程別表 2 の項及び様式第 3 号の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）第40条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第 3 号から第 8 号までに掲げる処分に対する審査請求について適用し、施行日前にされた整備法第40条の規定による改正前の地方税法第19条第 3 号から第 8 号までに掲げる処分に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

病 院 局 管 理 規 程

行政不服審査法の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程をここに公布する。  
平成28年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係管理規程の整備に関する管理規程

(情報公開条例施行規程の一部改正)

- 第 1 条 情報公開条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。  
様式第 3 号及び様式第 4 号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。  
様式第 9 号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。  
様式第11号中「付け第 号の公開決定等に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条」を「第17条第 1 項」に改める。  
(個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正)
- 第 2 条 個人情報保護に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。  
様式第 4 号及び様式第 5 号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。  
様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第14号及び様式第21号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

様式第24号中「付け 号の 決定に対する」を「付けの」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

(病院局公有財産取扱規程の一部改正)

第3条 病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

様式8号中「60日」を「3月」に改め、「異議申立て」を削り、「異議申立てに対する決定」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の情報公開条例施行規程様式第11号の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第24号の規定は、施行日以後にされた開示決定等（個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第21条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。）、訂正請求（同条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。）、若しくは利用停止請求（同条例第37条第1項に規定する利用停止請求をいう。）に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。  
平成28年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第3号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第32号）附則第1号に規定する管理規程で定める日は、平成28年5月1日とし、同条例附則第2号に規定する管理規程で定める日（第2条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款上記以外の診療科目の項の改正に係るものに限る。）は、平成28年4月1日とする。